

## 6-集会所細則

---

### (目的)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート聖ヶ丘一3団地管理組合規約(以下「規約」という。)第16条第3項の規定に基づき、管理集会所(以下「集会所」と言う)に関する事項を定めることを目的とする。

### (使用の原則)

第2条 集会所は管理組合が業務上使用する場合のほか、団地内居住者(以下「組合員等」という。)は次の各号に掲げる目的のために使用することができる。

- 一 組合員等の団体が、会議又は行事を行うために使用する場合
- 二 組合員等が、親睦を目的として囲碁、将棋、懇談会等を行い又は音楽教室、手芸教室等を開くために使用する場合

2 特定の政治活動及び宗教活動その他これらに類する目的での使用は禁止する。

### (使用の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、管理組合は他に優先して使用させることができる。

- 一 公職選挙法に基づく投票所又は演説会場として使用する場合
- 二 公立病院、保健所、その他公的機関が、組合員等の健康診断、その他公共の目的のために使用する場合
- 三 組合員等が結婚式、成人式、その他これらに類する慶事のために使用する場合
- 四 組合員等が、葬儀を行うために使用する場合

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、管理組合は業務に支障のない範囲内において使用させることができる。

- 一 公益事業者、営利事業者、各種団体等が、説明会、講習会、商品の展示又は販売等の目的のために集会所を利用する場合にあって、その実施が組合員等の利便に寄与すると認めた場合
- 二 団地に隣接する他町内会等が、会議又は行事を行うために使用する場合
- 三 前各号に掲げる場合のほか、理事会が特に必要と認めた場合

## 6-集会所細則

### (使用時間)

第4条 集会所の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

2 ただし理事会が特に必要と認めた場合には前項以外の時間帯でも使用することができる。

### (申込み受付の原則)

第5条 集会所の使用申込みの受け付けは先着順とする。

2 前項にもかかわらず、使用の重要性、緊急性に特段の事情がある場合には理事会は例外措置を講ずることができる。

### (申込の審査)

第6条 集会所の使用を希望する者は、申込みに際して使用する団体の概要、使用目的、使用人数等を申告しなければならない。

2 管理組合は、前項の申込み内容を審査し、妥当か否かを決定する。

3 集会所の使用を希望する者は管理組合の決定に従うこととする。

### (使用料)

第7条 集会所の使用料は、理事会で別に定める。

### (使用料の徴収)

第8条 管理組合は集会所の使用者から使用料を徴収する。

### (集会所使用料の用途)

第9条 集会所使用料の用途については、規約第31条の規定に基づく。

### (鍵の貸与)

第11条 管理組合は、許可証を交付した使用責任者に対し、集会所の鍵を使用期間必要に応じて貸与することができる。

2 集会所を使用する者は、集会所の使用後は速やかに鍵を返却しなければならない。

### (遵守事項)

第12条 集会所を使用する者は、以下の各号に掲げる事項を遵守することとする。

一 他の者に迷惑を及ぼさないようにすること

二 使用終了後は机、椅子などを元に戻し、室内の清掃を行うこと

2 前項が遵守されない場合、当該の使用者に対し管理組合は集会所の使用を中止させ、又は以後の使用を禁ずることができる。

## 6-集会所細則

### (原状回復義務等)

第13条 集会所を使用する者が、故意又は過失により集会所の建物を損傷し、又は備品等を毀損し、若しくは紛失したときは、その者の責任と負担において原状回復を行い、またそれにより発生した損害を賠償しなければならない。

### (事務の委託)

第14条 管理組合は、この細則に定める事務の全部または一部を団地総会の決議を経て第三者に委託することができる。

### (ガイドラインの扱い)

第15条 集会所を使用する者に対する実務上の取り決めは「集会所ガイドライン」で定める。また、ガイドラインは、見直しの必要があるときは理事会で見直し改正し、組合員に提示するものとする。

### (様式の書式の扱い)

第16条 本細則で規定する様式の書式については、理事会の決議により決定し、また、変更できるものとする。

### (附 則)

1. この細則は、昭和59年(1984年)3月24日から施行する。
2. 平成17年(2005年)5月22日一部改正
3. 平成24年(2012年)5月13日名称を「集会所細則」と改め、規定の一部を改正